



所得税の申告書は、インターネット・郵送での提出を！

可能な限り申告会場への来場を避け、会場での新型コロナウイルス感染拡大防止（三密の回避）にご協力ください。

# スマホから確定申告

## 新型コロナウイルス感染リスク軽減

### 1 密を作らない

感染症防止の観点から

**確定申告会場の混雑緩和のため**

会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。



### 2 入場整理券

入場整理券は、会場で当日配付（枚数制限あり）。

**LINEから、事前発行もできます。**

\* 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちらから！



## 医療費控除もスマホから

### 3 スマホ専用画面（国税庁HP）

給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多くの方が**スマホ専用画面**をご利用いただけます。

申告書の作成はこちらから！



### 4 医療費控除の明細書が必要

医療費控除を受ける際は

**「医療費控除の明細書」の提出が必要**です。

「医療費のお知らせ」を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

令和2年分の確定申告からは「**医療費の領収書**」の添付または提示による申告はできません。

海田税務署 ☎ (823) 2131 国税庁HP 検索

## 町・県民税の申告について

所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町・県民税申告書の郵送による提出のご協力をお願いします。

町・県民税の申告書は坂町ホームページに掲載しています。また、役場税務住民課へご連絡いただければご自宅へ郵送します。

申告会場へお越しになる際にはマスクの着用、会場入口での手指の消毒、その他感染防止対策にご協力をお願いします。

### 必要書類等

- 役場から申告案内の手紙が届いている方は、書類一式
- 個人番号カードまたは通知カードと写真付きの身分証明書等の身元確認書類
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- 不動産・営業等収入のある方は、**収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）**
- 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 令和2年1月1日から令和2年12月31日までに支払済の医療費の明細書  
**（必ず事前に医療費の合計額や保険で補てんされる金額を計算し、お持ちください。）**  
領収書を提出していただく必要はありません。ご自宅で5年間保存してください。
- 寄付金控除を受ける方は、支払った領収書
- 身体障害者手帳等（お持ちの方）
- 学生等の方は、身分証明書または在学の確認ができるもの
- ご本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）

### 注意事項

- ※前年中の収入が無い方も、その旨を申告しなければならない場合があります。
- ※障害者・寡婦等諸控除の適用や国民健康保険税の軽減等の適用を受けるためには、町・県民税の申告が必要です。
- ※令和3年1月1日現在で坂町に住居票がない方は、坂町で申告を受け付けることができません。上記時点での住まいの自治体や管轄の税務署で申告をしてください。



## 令和3年度(令和2年分)所得税の確定申告及び町・県民税の申告について

令和3年度（令和2年分）所得税の確定申告及び町・県民税の申告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お住まいの地区ごとに申告の受付日を指定させていただきます。

感染拡大防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 坂町での申告受付

| 日時 |                         | 地区     | 会場                     |
|----|-------------------------|--------|------------------------|
| 2月 | 8日(月)                   | 9時～16時 | 小屋浦ふれあいセンター<br>3階 大会議室 |
|    | 9日(火)                   |        |                        |
|    | 10日(水)                  |        |                        |
|    | 12日(金)                  |        |                        |
|    | 15日(月)                  |        |                        |
|    | 16日(火)                  |        |                        |
| 2月 | 17日(水)                  | 9時～17時 | 坂町役場<br>2階 研修室         |
|    | 18日(木)                  |        |                        |
|    | 19日(金)                  |        |                        |
|    | 22日(月)                  |        |                        |
|    | 24日(水)・25日(木)           |        |                        |
|    | 26日(金)                  |        |                        |
| 3月 | 1日(月)                   | 町内全地区  |                        |
|    | 2日(火)                   |        |                        |
|    | 3日(水)                   |        |                        |
|    | 4日(木)                   |        |                        |
|    | 5日(金)・8日(月)             |        |                        |
|    | 9日(火)～15日(月)<br>(土日を除く) |        |                        |

※土曜開庁の窓口では受付を行っていませんのでご注意ください。

※坂町役場での確定申告の相談受付は、住民サービスの観点から広島国税局長の許可を得て実施しているものです。会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできませんのでご了承ください。

### 税務署での確定申告の受付

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

| 日時   | 会場                       |
|--|--------------------------|
| 2月16日(火)～<br>3月15日(月)<br>(土日・祝日を除く)                  | 9時～17時<br>(受付：8時30分～16時) |
| 【海田税務署】安芸郡海田町大正町1番13号<br>☎(823)2131(音声ガイダンスでご案内します。) |                          |
| 【NTTクレドホール】基町クレド・パセーラ11階                             |                          |

### 年金所得者の方へ

所得税の確定申告が不要になる場合があります。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、**確定申告は必要ありません。**

— ご注意ください —

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、各種控除を申告されるなど、**町・県民税の申告が必要な場合があります。**

上記に該当の方も町・県民税の申告が必要か、役場税務住民課へご確認ください。

|      |                 |         |              |
|------|-----------------|---------|--------------|
| ◎問合せ | 所得税の確定申告に関する問合せ | 海田税務署   | ☎ (823) 2131 |
|      | 町・県民税の申告に関する問合せ | 役場税務住民課 | ☎ (820) 1503 |